

苫小牧市廃棄物埋立処分場管理運営業務仕様書

(目的)

第1条 本仕様書は、苫小牧市(以下「委託者」という。)が苫小牧市廃棄物埋立処分場管理運営業務(以下「本業務」という。)の仕様を定めることを目的とする。

(業務の履行)

第2条 業務受託者(以下「受託者」という。)は、委託業務を円滑に遂行するとともに契約書及び本仕様書等に従い、委託業務を誠実に完全に履行するものとする。

(一般的事項)

第3条 本業務は、本仕様書によるほか、定めのない事項は双方の協議により、遅滞なく誠実に実施すること。

(委託施設等の概要)

第4条 業務を委託する施設等の概要は、次のとおりとする。

(1) 委託期間

令和8年6月1日から令和9年5月31日まで

(2) 業務の履行場所

苫小牧市廃棄物埋立処分場

(3) 埋立処分場

ア 苫小牧市産業廃棄物埋立処分場(廃止)

イ 苫小牧市一般廃棄物埋立処分場(第1～第4ブロック)(受入終了)

ウ 苫小牧市一般廃棄物埋立処分場(第5ブロック)

(4) 付随建屋

ア 計量管理棟

イ 第1～第4ブロックポンプ室

ウ 第5ブロックポンプ盤

エ 第5ブロック浸出水調整槽

(勤務時間及び休務日)

第5条 勤務時間及び休務日は、次のとおりとする。

(1) 廃棄物の搬入受入時間は、午前9:00から午後5:00までとする。

(2) 休日は、1月1日、1月2日及び毎週日曜日、火曜日、木曜日、土曜日とする。

(3) 委託者が必要と認めた場合は臨時に開場するものとする。

(委託業務の内容)

第6条 委託業務の内容は、次のとおりとする。

受託者は、配置人員の内に業務責任者を置き業務の円滑化を図ること。業務責任者は、作業の実施にあたり、委託者の指示を受けた場合は速やかに従わなければならない。

(1) 搬入指導

ア 廃棄物を点検し、搬入基準（規格、形状、可燃・不燃の別等）適否について確認及び指導をすること。

イ 沼ノ端クリーンセンターにて受付をしていない車両が搬入にきた場合には、廃棄物の受入を行わず、沼ノ端クリーンセンターへ回送を指導する。

(2) 廃棄物の受付

一般廃棄物・搬入受付簿及び展開検査記録を作成する。

(3) 搬入廃棄物の処分

ア 搬入車両を適切に誘導し、投棄箇所の指示をし、投棄廃棄物の搬入基準の適否について確認及び指導をすること。

イ 搬入された廃棄物は敷き均し、覆土による整地を行い飛散などの防止をすること。

ウ 車両の安全運行を図るため、場内通路及び投棄箇所は常に整備すること。

(4) 展開検査

ア 搬入車両を適切に誘導し、投棄箇所の指示を行う。

イ 搬入された廃棄物を埋め立てる前に搬入車両から降ろして拵げ受入基準以外の廃棄物の混入がないことの確認をすること。また、検査内容を調査表に記録すること。

ウ 受入基準以外の廃棄物が混載している場合には、受託者は搬入車両に対して受入基準以外の廃棄物を再度積載し持ち帰るよう指導し、その事実があったことを委託者に報告する。

(5) 施設の管理

ア 処分場施設の施錠並びに設備等の盗難及び破壊の防止に努めること。

イ 災害発生等の防止及び早期処置並びに不法侵入者の取締りに努めること。

ウ 管理棟、ポンプ室及び計量器等施設の管理、清掃を行うこと。

エ 機械設備、電気設備、建築設備の日常点検、定期点検を行うこと。

オ 機械設備、電気設備、建築設備の構造、操作方法ならびに処分場の処理工程についての知識、技能を習熟すること。

(6) 施設状況の報告

ア 処分場業務日報等、委託者が指示する業務日報を作成し、提出すること。

イ 事故、異常等が発生したときは、必要な処置を講じ、直ちに委託者に報告すること

(7) 施設の美化等

ア 廃棄物の飛散防止に対し最大限対策を行い、定期清掃を行うこと。

(配置人員)

第7条 配置人員は、次のとおりとする。

(1) 業務を適正に処理するために必要な人員を、処分場の開設時間中常駐させるとともに、必要な交代要員を確保すること。

なお、人員配置については、別途人員配置計画表を委託者に提出すること。

また、沼ノ端クリーンセンターの破碎施設の整備等により、不燃物を直接、埋立処分場に搬入する必要があるが適宜人員を配置すること。

(2) 人事異動等の際は、事前に委託者と協議するものとする。

(有資格者)

第8条 業務に必要な有資格者の資格は、次のとおりとする。

(1) 業務責任者は、廃棄物処理の業務経験または廃棄物に関する知識を有する者とする。

(2) 重機運転手は、道路交通法に基づく運転免許証を有する者で重機類の運転及び整備の経験があり、かつ、車両系建設機械講習終了証を有する者とする。

(配置する重機類)

第9条 配置する重機類は、次のとおりとする。

(1) 受託者は、業務の遂行に必要な重機、車両、その他の機材を準備し、委託者の承認を受けなければならない。なお、使用する重機等は次のことを遵守する。

ア 廃棄物を転圧、敷き均し、覆土整地及び覆土材の運搬ができるもの。

イ 運搬に際しては、処分場内を通行することから、一般車両等に十分注意し、誘導する職員の指示に従い、交通事故防止に努めること。

ウ 受託者は、本業務に使用する車両について以下を負担する。

1) 自動車損害賠償責任保険

2) 対人保険

3) 対物保険

4) 車両保険

5) 搭乗者保険

6) 車両の燃料費

7) 車両の修理費

(貸与品)

第10条 貸与品は、次のとおりとし、受託者の善良な管理のもとに使用する。

- (1) 拡声装置・灯油ストーブ・消火器
- (2) 貸与品に故障又はそれに類する不備が発生した場合には、委託者に報告する。

(遵守事項)

第11条 受託者は、業務を実施するにあたり次の各号を遵守するものとする。

- (1) 搬入者に対しては、常に公正、明朗な態度で対応するとともに迅速に業務を処理する。
- (2) 廃棄物の受入れを厳正に行い、いかなる場合も誤解を招くような行為をしてはならない。
- (3) 業務中は事務所内に関係者以外の者を出入りさせてはならない。

(B型肝炎の予防接種)

第12条 処分場の従事者は、B型肝炎の予防接種を受けることとする。

(環境への配慮)

第13条 受託者は、2050年ゼロカーボンシティ実現のため、次の取組に努めること。

- (1) 苫小牧市役所エコオフィスプランに基づく取組を推進すること。
- (2) 環境に配慮した商品・サービスの購入(グリーン購入)を推進し、また、廃棄に当たっては資源の有効活用や適正処理を図ること。
- (3) 省エネルギー活動に関する取組を推進すること。
- (4) 廃棄物の減量・リサイクルに関する取組を推進すること。
- (5) 省エネルギー対策など、具体案がある場合には市へ提案すること。

(その他)

第14条 本仕様書に定めのない事項については、苫小牧市契約に関する規則によるものとし、同規則に定めのない事項については、必要に応じて委託者及び受託者が協議し、定めるものとする。

第15条 苫小牧市廃棄物埋立処分場内での、喫煙にあたる行為を禁止とする。

作業要領

(受入基準等)

1 受入基準等は、次のとおりとする。

- (1) 委託施設は、一般廃棄物の最終処分場であり、不燃性一般廃棄物のみ受入れるものとする。
- (2) 受入れる廃棄物は、ごみ処理手数料の後納が許可されている業者が収集した家庭系不燃物で、且つ沼ノ端クリーンセンターで破碎処理が出来ない破碎不適物。
- (3) 委託者が委託し指定した車両で搬入する、沼ノ端クリーンセンターで破碎処理された破碎不燃物及び破碎不適物。
- (4) 家庭系廃棄物のうち沼ノ端クリーンセンターから回送指示があった破碎不適一般廃棄物。
- (5) 受入れする廃棄物の規格形状等は、石、コンクリートの瓦礫、その他これらに類する物で、最大の辺、又は径が概ね150cm以下であること。

(搬入指導)

2 搬入指導は、次のとおりとする。

- (1) 1 - (5) の規格形状以外のものに対しては、適正な規格形状で搬入するよう指導する。
- (2) 混入廃棄物（一般廃棄物不燃物・可燃物、産業廃棄物不燃物・可燃物）を搬入した場合には分別指導及び持ち帰るように指示し、その事実を委託者に報告する。
- (3) 沼ノ端クリーンセンターにて受付をしていない車両が搬入に来た場合には、廃棄物の受入を行わず、沼ノ端クリーンセンターへ回送を指導する。

(廃棄物の受付)

3 廃棄物の受付方法は、次のとおりとする。

- (1) 苫小牧市廃棄物埋立処分場に設置されている計量器は使用しないため、計量窓口にて搬入者に対し、沼ノ端クリーンセンターにて受付及び計量を行ったかを確認する。
- (2) 沼ノ端クリーンセンターにて受付及び計量を行っていない場合には、受付及び計量を行うことを指導し、その指導内容を記録する。
- (3) 搬入廃棄物を目視し、受入基準に適合しているか確認し、搬入指導を行う。また、その指導の内容を記録する。
- (4) 一般廃棄物・搬入受付簿は、全搬入物に対し搬入者・車両・廃棄物の内容等を記録する。
- (5) 作成した各記録は、委託者に引継ぐものとする。

(処分方法)

4 処分方法は、次のとおりとする。

- (1) 搬入車両を適切に各投棄場所に誘導すること。
- (2) 投棄された廃棄物は敷き均し、覆土する。土砂の厚さは廃棄物が飛散しない程度とする。
- (3) 覆土用土砂は委託者により場内に堆積し、作業に支障のないように使用する。
- (4) 車両の安全運行のため、通路は常に整備し危険のないようにする。
- (5) 覆土業務にあたっては、埋立物等を処分場外に流出させないようにする。

(展開検査)

5 展開検査は、搬入車両ごとに行い、すべての検査が終了するまで、次の搬入車両の検査については受付検査までとして、荷降ろしによる目視検査以降の作業は行わない。

- (1) 受付の検査結果が適切であっても、積載廃棄物を実際に目視すること。目視検査は、車両荷台のシート等遮蔽物を取り除き、スコープあるいは熊手等を用いて内部の確認をする。その結果、受入基準に適合しない品目があれば、受入れを許可しない。
- (2) 受入品目外の対応については、検査の終了後、搬入者に引取ってもらい、その事実を委託者に報告する。また、受入品目外の廃棄物に関しても、廃棄物搬入展開検査調査表の該当欄に内容を記載して保管すること。
- (3) (1) から (2) の結果により、廃棄物の受入れについて適当と認められれば、廃棄物搬入展開検査調査表の該当欄に検印する。

(日常点検)

6 日常点検は、次のとおりとする。

- (1) 受託者は午前 10 時及び午後 4 時の 2 回、ポンプ室及びポンプ盤を点検すること。
- (2) 点検業務は、ポンプ室・ポンプ盤の管理状況、ポンプ運転時間検針及び各種警報器の監視をし、異常が認められた場合は、直ちに委託者へ報告し、点検すること。
- (3) 点検業務を終了したときは、処分場業務日報に必要な事項を記入すること。
- (4) 点検業務は、ポンプ室運転休止期間にかかわらず行うこと。
- (5) 施設内を適宜巡回し侵入者、施設の異常等の確認をすること。
- (6) 埋立処分場の堰堤、法面、シート等に異常がないか点検する。

(施設の点検)

7 施設の点検は、次のとおりとする。

- (1) 機械設備、電気設備、建築設備の点検を実施する。

(施設の美化)

8 施設の美化は、次のとおりとする。

- (1) 受託者は、施設の廃棄物の飛散等を点検すること。
- (2) 定期的に計量管理棟、ポンプ室内の清掃を行い、美化に努める。
- (3) 廃棄物が飛散した場合はその都度廃棄物を拾うこと。また、定期的に敷地内の清掃を行うこと。

位置図

ウトナイ湖

苫小牧市廃棄物埋立処分場
(柏原)

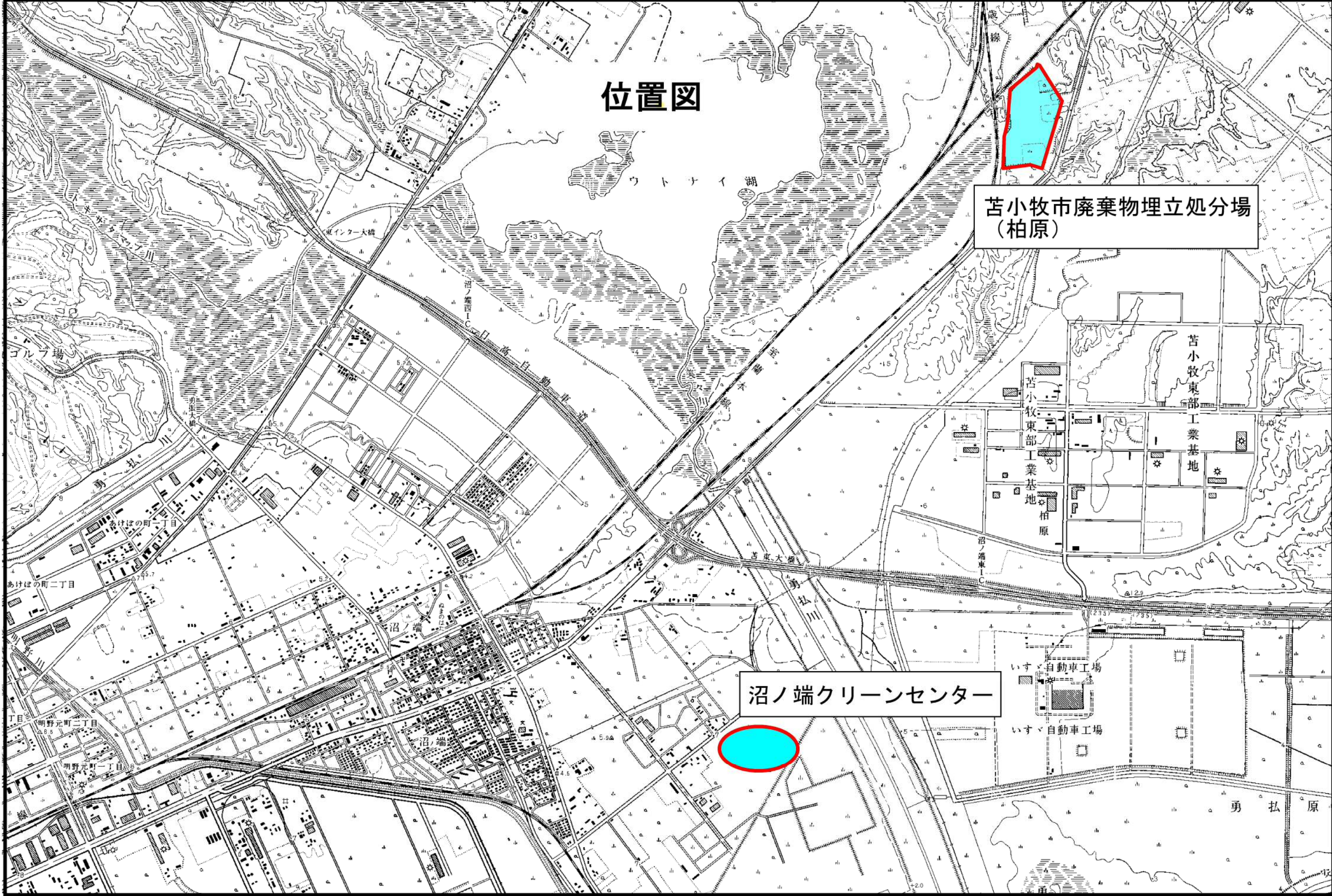
沼ノ端クリーンセンター

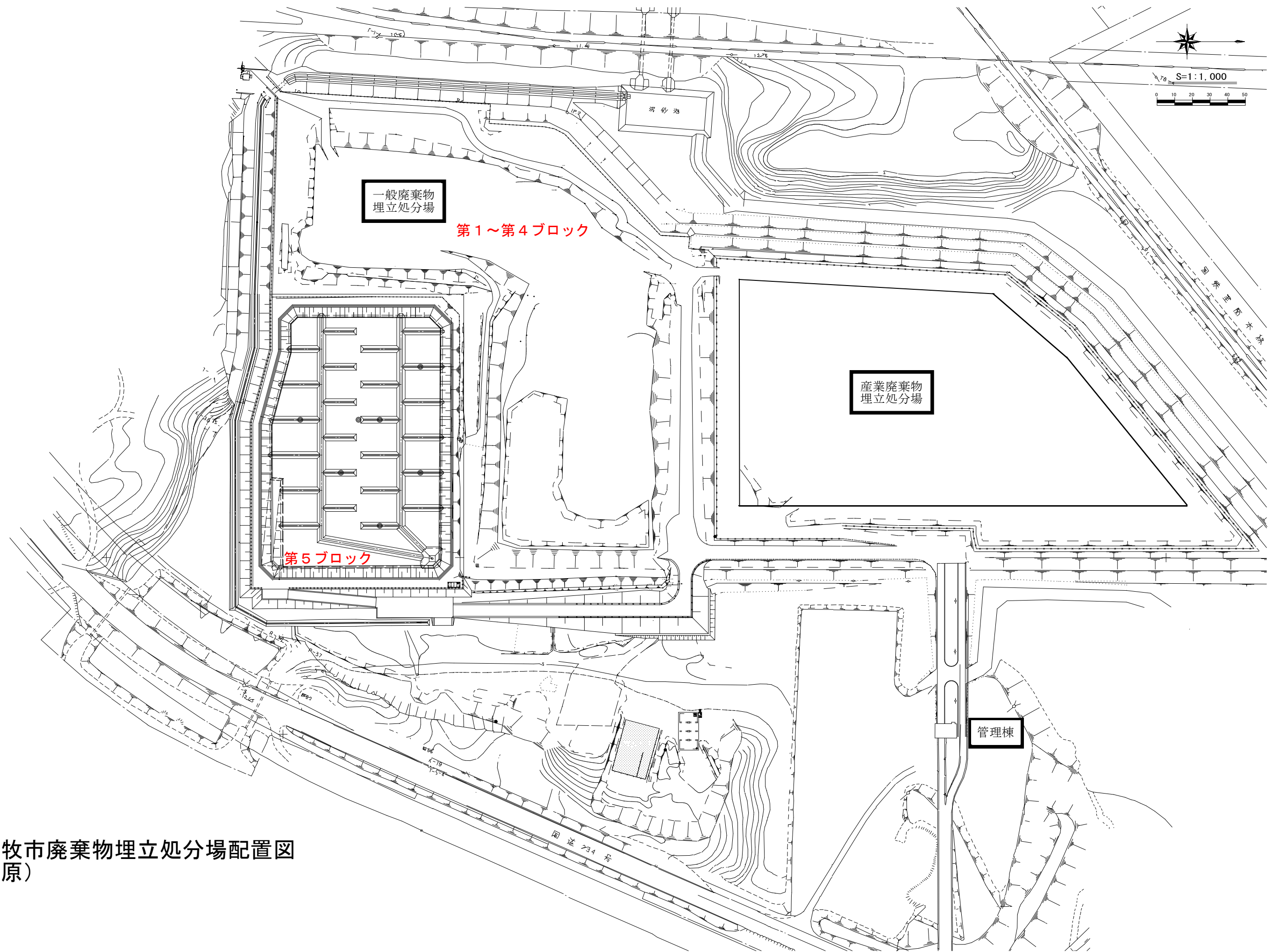
苫小牧東部工業基地
柏原

いすゞ自動車工場
いすゞ自動車工場

苫小牧東部工業基地

勇 払 原





苫小牧市廃棄物埋立処分場配置図
(柏原)